

議案第 35 号

小松島市地域下水道条例の一部を改正する条例について

小松島市地域下水道条例（昭和 63 年小松島市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

平成 26 年 3 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

## 小松島市地域下水道条例の一部を改正する条例

小松島市地域下水道条例を（昭和63年小松島市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「105円」を「108円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の小松島市地域下水道条例第13条第1項の規定にかかわらず、施行期日前から継続して排除している汚水に係る下水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定されるものについては、なお従前の例による。